

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年3月17日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- 1 処分庁は、保護開始時に病院等への移送費について説明をしなかったため、暫くは申請ができなかった。その後、移送費を申請しても、期限切れで認められないことがあった。

移送費の申請に際して、複数の駅が使えることから、病院等への行きと帰りで経路が違ふことがあると説明すると、短い経路で申請するようと言われたが、担当者によって、より安い経路で支給されていた。

- 2 請求人は、平成29年1月（審査請求書の記載による）の〇〇病

院からの帰りに、途中駅止まりの終電となったことから、終着駅からタクシーで帰宅したため、このタクシー代も移送費として請求したが認められていない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月30日	諮問
平成29年12月 1日	審議（第15回第2部会）
平成29年12月26日	審議（第16回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

そして、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育

扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

- (2) このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によると、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

さらに、法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、・・・、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」（第3・9・(1)）とした上で、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（第3・9・(2)・ア）等としている。

また、移送の給付に係る事後申請の取扱いについて、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」としている（第3・9・(3)・ウ）。

なお、東京都においては、東京都都営交通無料乗車券発行規程（以下「本件規程」という。）2条5号により、東京都内に居住し、「法の規定による保護を受けている世帯の世帯主又はその世帯に属する者で、その世帯主が指定するもの一人。ただし、同法

第19条第1項第2号に該当する者で、継続して保護を受けている期間が3月未満のものを除く。」に対して、都営交通無料乗車券を発行するとしている。

- (3) 法24条1項から8項は、申請による保護の開始について、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、14日以内（特別な理由がある場合には30日まで延長できる。）に申請者に対して書面をもって通知しなければならないこと等を定めており、同条9項は、このうち1項から7項までの規定は、要保護者等からの保護の変更の申請について準用する旨を定めている。

また、法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

- (4) 冬季加算について

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たる。

そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類によると、東京都内（VI区）における冬季加算は、一人世帯においては、11月から翌年3月に限り月額2,580円を計上することとされている。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、請求人から医療移送費等の支給申請として本件各申請を受け、本件処分において、各医療機関への経路を確認した上で、医療移送費計2,210円を支給することを決定している。

そして、審理員の調査によれば、請求人には、本件規程に基づき、東京都から都営交通無料乗車券が交付されていることが確認できる。

- (2) 1月分の申請について（以下「⇔」は往復を、「⇒」は片道をそれぞれ表す。）

処分庁は、本件要領に基づき、請求人の〇〇病院の受診に係る交通費（1月10日分）について、請求人の申請経路及び申請額（〇〇⇔〇〇⇔〇〇⇔〇〇）のとおり認定し、申請額と同額の514円（片道運賃257円（ICカード利用運賃）×2）を算定し、1月分の医療移送費として計上したことが認められる。

- (3) 2月分の申請について

処分庁は、1月分の申請と同様に、各病院の受診に係る各交通費について、以下のとおり算定し、2月分の医療移送費として計1,696円を計上したことが認められる。

ア 〇〇病院（2月3日分）

- ① 申請経路：〇〇⇒〇〇⇒〇〇、〇〇⇒〇〇⇒自宅（タクシー）

病院受診後、入浴施設に滞在したことから、帰りの電車の終着駅が〇〇駅となったため、同駅から自宅までタクシーを利用した。

- ② 申請額：3,461円（うちタクシー代2,730円）

〇〇駅から自宅までのタクシー代も含めて申請（領収書の写しを添付）。

- ③ 認定経路：同上

- ④ 認定額：731円

〇〇⇒〇〇は381円（ICカード利用運賃）、
〇〇⇒〇〇は350円（ICカード利用運賃）、〇〇⇒自宅（タクシー）は0円。

タクシーは私用の利用であり、経済的かつ合理的な方法及び経路とは認められない。

イ 〇〇病院（2月7日分）

- ① 申請経路：〇〇⇒〇〇⇒〇〇⇒〇〇、〇〇⇒〇〇⇒〇〇⇒

〇〇⇒〇〇

- ② 申請額：611円
- ③ 認定経路：〇〇⇒〇〇、〇〇⇒〇〇⇒〇〇⇒〇〇⇒〇〇
- ④ 認定額：565円

〇〇⇒〇〇は257円（ICカード利用運賃）、〇〇⇒〇〇は154円（ICカード利用運賃）、〇〇⇔〇〇（薬局最寄駅）は0円（都営交通無料乗車券の利用）、〇〇⇒〇〇は154円（ICカード利用運賃）。

ウ 〇〇病院（2月21日分）

- ① 申請経路：〇〇⇔〇〇
- ② 申請額：400円
- ③ 認定経路：同上
- ④ 認定額：400円（片道運賃200円×2）

ただし、請求人の最寄り駅である〇〇⇔〇〇間の運賃は240円（ICカード利用運賃は237円）であるが、当該額よりも申請額が低額であるため申請経路及び申請額を認定した。

- (4) 以上のとおり、処分庁が、請求人の1月分の医療移送費を514円、2月分の医療移送費を計1,696円とそれぞれ算定した上で、請求人の一時扶助費としてそれぞれ計上した処分は、いずれも、上記1の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違算等の事実も認められないことから、違法又は不当な点はない。

また、請求人は、平成28年11月から平成29年3月まで冬季加算を受けていたが、〇〇区を含む特別区においては、平成29年4月から10月は冬季加算の対象外であることから、処分庁は、平成29年4月1日付けで請求人に対する冬季加算（月額2,580円）を削除したものと認められる。

したがって、冬季加算削除については、保護基準に従い適正に

行われていると認められる。

- (5) ところで、本件処分通知書の保護変更を「決定した理由」欄のうち、決定年月日を平成29年4月1日とする部分には、「冬季加算認定削除」の他に「基準改定」との記載がなされている。これは処分庁のシステムの処理上、生活保護費に変更がない世帯にも、平成29年4月1日付けで保護基準の一部が改定されていることを周知するために自動的に記載されることが認められるが、本件処分のように基準改定が理由ではない場合は、理由欄に記載されることのないよう早急に改善して、理由付記の適切な運用を図るべきである。

しかしながら、前述(4)のとおり、本件処分における保護費の算定は、法及び保護基準に則って適正になされたものであることを考えれば、本件処分が違法・不当となる事由とまでは認められない。

- (6) さらに、処分庁は、2月分の医療移送費のうち、〇〇病院（2月21日）分の認定経路を〇〇⇄〇〇、認定額を400円（片道運賃200円×2）としているが、審理員の調査によれば、当該区間の片道運賃は200円であるものの、ICカード利用運賃は195円であることから、当該移送費は390円と算定すべきところ、これを誤って400円として計上していることが認められるが、この取扱いは請求人にとって有利な取扱いとなっていると認められることから、この取扱いをもって、本件審査請求において本件処分の取消理由とすることはできない（行政不服審査法48条）。
- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法性、不当性を主張しているが、本件処分に違法不当な点がないことは、上記2のとおりであって請求人の当該主張には理由がない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来